

	<p style="text-align: center;">練馬区と株式会社FRONTEO 児童虐待の早期発見に向けたA Iの共同実証実験を開始 (東京都児童相談センターとTMI総合法律事務所が協力)</p>
と き	令和2年4月から（準備期間を含む）
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）、(株)FRONTEO（港区港南2-12-23明産高浜ビル）
<p>区は、令和2年4月から、株式会社FRONTEOと共同して、児童虐待（重篤なケース）の早期発見および早期対応のサポートを目的に、区子ども家庭支援センター（以下「子セン」という）の児童家庭相談システムへのA I導入に向けた実証実験を実施する。</p> <p>子センが支援したケースの内、東京都児童相談センター（以下「都児相」という）に一時保護を要請したケースをA Iに学習させ、児童虐待の重篤化につながりやすい順にスコアリングすることで、早期に対応が必要なケースを見極める判断をサポートする。</p> <p>都児相の協力を得ながら、区に蓄積された知見をFRONTEOのA Iに解析させることで、重篤化する可能性のあるケースを見逃すことなく、早期対応のための迅速な意思決定を支援することを目指す。</p>	

【共同実証実験の概要】

(1) A I実証の目的と効果

目的：児童虐待（重篤なケース）の早期発見および早期対応のサポート

効果：①都区の役割分担の判断支援として活用し、ケースに応じた必要な支援に迅速につなげる。

②子セン職員の経験年数に寄らない判断の支援およびリスク管理の向上につなげる。

(2) 期間

令和2年4月～令和3年3月

※本格導入については、実証実験の結果を検証の上、検討する。

(3) 費用

無償

(4) 協働企業等

株式会社FRONTEO（AI構築）、TMI総合法律事務所（法的アドバイス）、東京都児童相談センター

※共同実証実験の開始に伴い、練馬区は、株式会社FRONTEOおよびTMI総合法律事務所と包括協定を令和2年3月に締結する。

【参考】練馬区の児童相談 現状と課題

区では子ども家庭支援センターにおいて、子どもと子育て家庭に関する多様な相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、必要な調整を行っている。

近年、育児しつけ、養育困難、相談歴の問合せ等により、子ども家庭支援センターへの相談件数は年々増加しており、その数は2018年度（平成30年度）に過去最大の6,402件となっている。そのうち虐待相談件数は449件と少なく、過去の推移もほぼ横ばいで1割未満となっているものの、都児相に寄せられる練馬区民の虐待相談と合わせると1,000件を超えている。

現在、増加し続ける多様な児童相談において、子どもの生命に関わる重篤なケースを早期に発見して、適切かつ迅速に、必要な支援につなげていくことが求められている。